

新地方公会計制度に基づく藤枝市の財務4表の作成について

新地方公会計制度の概要

- <根拠法> 平成18年6月「行政改革推進法」を契機
↓
地方の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」が要請される
- <会計基準> 新地方公会計制度研究会報告書
「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」
- <会計処理> 発生主義による複式簿記（一般企業と同様の会計処理）
- <公表書類> 財務4表を公表
①貸借対照表 ②行政コスト計算書 ③資金収支計算書 ④純資産変動計算書
※地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースの各表を作成
- <公表期限> 人口3万人以上の団体 平成21年度秋までに作成、開示が努力義務

藤枝市の取り組み

- ・ 今回、県内他市町に先駆けて「基準モデル」に基づく財務4表(平成19年度決算)を作成
- ・ 「基準モデル」
市所有の全ての資産・債務を洗い出し、時価評価するモデル
公会計改革で総務省が最終的に作成することを要請している企業会計完全準拠モデル

「総務省方式改訂モデル」
現金主義・単式簿記の基づく決算統計を組替えただけの簡易的なモデル
- ・ 19年度以前取得の全資産(土地、建物、備品、道路等)の調査・把握・評価を順次行った
- ・ 基準モデルで財務4表を作成することで、藤枝市が所有する全ての資産と債務のバランスを把握することが可能になり、現役世代の負担、将来世代の負担等が明確になる
→基準モデルの採用により、公会計改革の目的の1つである資産・債務改革が可能に
(不要になった売却可能資産を時価評価することで、実質的な債務の把握が可能に)

財務4表の概要

- 貸借対照表(バランスシート、BS)
会計年度末時点において、本市がどれほどの資産や債務を有するかを示すもの

《貸借対照表の構成》

資産	=	将来の資金流入をもたらすもの 将来の行政サービス提供能力を有するもの	(+の財産)
負債	=	将来の資金流出をもたらすもの	(-の財産)
純資産	=	資産と負債の差額	(+の財産と-の財産の差額)

《資産の例》

事業用資産	=	行政サービスの提供のために所有されている資産 (例) 庁舎、学校、公営住宅、備品等
インフラ資産	=	都市基盤整備を行うために構築した構築物・工作物を中心とする資産 (例) 道路、公園、上下水道等
投資等	=	基金・積立金や関連団体への出資金等

《負債の例》

地方債(借入金)	=	資産を形成するために発行される債務であり、将来的な資金流出を伴う ※貸借対照表上で、地方債の発行残高と資産の金額を対比させることで、本市が形成した資産に占める地方債の割合を明確にすることが可能となる。
退職給付引当金	=	在籍職員が全て退職したと仮定した場合に支払うこととなる金額を計上

- 行政コスト計算書(損益計算書、PL)
本市の経常的な活動に伴うコストと使用料・手数料等の収入を示すもの
人件費等の「人」にかかるコスト、物件費等の「物」にかかるコストなどに区分
従来の官庁会計では捕捉できなかった減価償却費などの耐用年数に応じて費用化されるコストも計上

経常費用合計－経常収益合計＝純経常費用(純行政コスト)

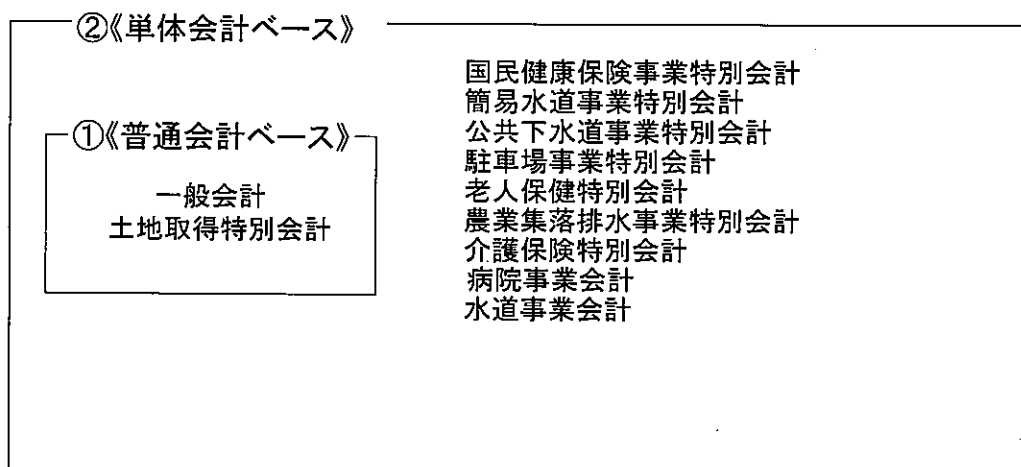
※公会計における行政コスト計算書 → コストがどの位かかったのかを把握したい
企業会計における損益計算書 → 収益と費用の差額である利益を把握したい

- 純資産変動計算書(NW)
一会計期間において純資産(＝資産－負債)がどのように増減したかを明らかにする計算書
総額としての純資産の変動に加え、それがどのような財源や要因で増減したかの情報を表示
※新地方公会計制度における独自財務諸表

- ・ 資金収支計算書（キャッシュフロー計算書、CF）
現金の流れを示す計算書
現金の収支の性質に応じて、経常的収支、資本的収支、財務的収支に区分表示することで、本市がどのような活動に資金を投入したかを表示

その他補足事項

- ・ 対象範囲
以下の2つのベースに基づき、財務4表を作成
①《普通会計ベース》 一般会計および公営事業会計以外の特別会計を対象範囲
②《単体会計ベース》 ①+公営事業会計を対象範囲



- ・ その他
今回の財務4表は、平成19年10月に総務省から報告された新地方公会計制度実務研究会報告書の「基準モデル」により作成しています。今後の制度改正、評価手法等の変更により財務諸表の内容が変更される場合があります。

財務4表から見た藤枝市の特徴

今回作成した財務4表から、以下のことがわかりました。

- ・ 市民1人当りの資産と負債（平成20年3月31日現在の人口132,253人で算出）
普通会計ベース 資産：208万7千円 負債：43万7千円
単体会計ベース 資産：270万7千円 負債：81万5千円
 - ・ 今回、藤枝市が所有する全ての資産を時価評価したことにより、資産と負債の状況が明らかになりました。
- ・ 社会資本形成の世代間比率[純資産／(事業用資産＋インフラ資産＋売却可能資産)]
普通会計ベース 86%
単体会計ベース 76%
 - ・ どちらのベースも、社会資本形成に係る将来世代への負担比率が2割前後となっており、8割前後を現役世代の負担で資本形成したことになります。
 - ・ 公表している他市町村の普通会計ベースの平均値は、現役世代負担割合が約8割となっています。
- ・ 地方債返済への対応余力
[(売却可能資産＋投資等(職員退職手当基金を除く)＋流動資産)／地方債残高]
普通会計ベース 52%
単体会計ベース 33%
 - ・ 仮に地方債を一括で返済すると、その返済に対してどのくらいの資金が準備されているかを判断する指標。
 - ・ 地方債の返済に充当する資金・基金・売却可能資産などが、普通会計では約5割が準備されています。
単体会計ベースでは下水道事業・病院事業等の地方債が加わることにより、約3割になります。
- ・ 純資産比率 [純資産／総資産]
普通会計ベース 79%
単体会計ベース 70%
 - ・ 資産のうち、どの程度が正味の資産、つまり住民の持分であるかを示す指標。
 - ・ 市町村の普通会計ベースの平均値は6～7割と言われています。

※ 本市は、この財務4表を活用し、総合的な財政分析を行うことで、より質の高い住民サービスの提供、適正な都市経営を目指します。